

消防危第 290 号

平成 20 年 7 月 8 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考にして
ください。

貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるよ
うお願いします。

本通知中においては、法令名等及び用語について次のとおり略称を用いたので御承知お
き願います。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであるこ
とを申し添えます。

1 法令名等

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号） 規則
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99
号） 告示
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 11 年自治省令第 10 号）
. 11 年改正省令
「準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について」平成 11 年 3 月
30 日付け消防危第 27 号 27 号通知

2 用語

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 3 号）施行の際、
現に消防法第 11 条第 1 項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請
がされていた準特定屋外タンク貯蔵所 既設の準特定屋外タンク貯蔵所
既設の準特定屋外タンク貯蔵所以外の準特定屋外タンク貯蔵所
. 新設の準特定屋外タンク貯蔵所

(準特定屋外タンク貯蔵所の基礎及び地盤関係)

問1 既設の準特定屋外タンク貯蔵所で基礎に杭が用いられているものの地盤が、規則第20条の3の2第2項第2号ロ(2)に適合する場合には、杭の種類、支持の状況等にかかわらず、同号の規定に適合していると判断してよいか。

答1 さしつかえない。

なお、既設の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、11年改正省令附則第3項の規定により、規則第20条の3の2第2項第1号、第2号ロ(1)又は第3号から第5号の規定に適合しなくてもさしつかえないものであることを念のため申し添える。

問2 新設の準特定屋外タンク貯蔵所で基礎に杭が用いられるもので、当該準特定屋外タンク貯蔵所の地盤が規則第20条の3の2第2項第2号ロ(1)の規定に適合するものにあつては、当該基礎のスラブ部分が告示第4条の22の7第1号の規定に適合するものであれば、当該地盤は規則第20条の3の2第2項第2号の規定に適合するものと判断してよいか。

答2 さしつかえない。

なお、具体的には、既に27号通知で示されているように、新設の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、基礎のスラブ部分が、27号通知第1、2(2)ア、イ及びウ(ア)の要件をすべて満足するものであれば、当該基礎は、告示第4条の22の7第1号の規定に適合するものと判断できることを念のため申し添える。

問3 既設の準特定屋外タンク貯蔵所で基礎に杭が用いられているものにあつては、当該基礎のスラブ部分が告示第4条の22の7第1号の規定に適合するものであれば、当該準特定屋外タンク貯蔵所の地盤は規則第20条の3の2第2項第2号の規定に適合するものと判断してよいか。

答3 さしつかえない。

なお、具体的には、既に27号通知で示されているように、既設の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、基礎のスラブ部分が鉄筋コンクリート構造であること及び27号通知第1、2(2)ウ(ア)①の要件を満足することが図面等で確認できれば、当該基礎は、告示第4条の22の7第1号の規定に適合するものと判断できることを念のため申し添える。